

 設問⑧：京都市域全体の駐停車マナー向上についてお聞きします。


## 「駐停車マナー」についての意識調査 —ご協力のお願い—

四条通に限らず、「交差点内」や「バス乗り場前」での利用客の乗降は**違法**です。

また、四条通の歩道拡幅工事が完了したことにより、今後、マナー違反がより大きな影響を与えます。

これらの状況を踏まえ、マナー向上に向けた問題点等について、ご自由にご意見をお書きください。  
例：ルールを守るよう心がけてください。利用客にもマナー向上を呼びかけてほしい。みんながルールを守れる乗り場にしてほしい…等

タクシー乗務員の皆様には、毎年アンケートにご協力いただき、ありがとうございます。毎年、同じ方も含めてご回答いただくことで、タクシー業界の活性化に役立てたいと考えています。

京都市では、脱「クルマ中心」社会を目指し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を進めています。

また、京都市は、タクシーを「だれもが気軽に利用できる公共交通」と位置付け、それとともに、「違法な客待ち」などによる問題の緩和を目指そうとしています。

そのため、平成22年度に、タクシー業界団体及び関係行政機関の連携の下、

### 「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」を開設し、

皆様を対象にしたアンケート調査や、街頭啓発・指導、乗り場案内の充実など、駐停車マナーの向上に向け、様々な取組を行っています。

昨年は、アンケート結果を基に利用者アンケートを実施し、多くの方から、今後は「マナー違反のタクシーは利用しない」という声をいただきました。

皆様の回答が、利用者を含めたマナー向上につながります。

同封の冊子をご確認いただきながら、ご回答ください。  
せひ、駐停車マナーの向上に向けて、ご協力いただきますよう、何卒宜しくお願いいたします。

平成28年2月  
「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」※  
議長 京都大学大学院 教授 

※「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」は、以下の団体で構成されています。

（京都タクシー業界センター、一般社団法人京都府タクシーアー協会、全京都個人タクシーアー協会、京都市個人タクシーアー協会、京都地区個人タクシーアー協会、個人タクシーアー互助協同組合、協同組合京都個人タクシーアー協会、個人タクシーアー昌榮会、個人タクシーアー協同組合、國土交通省近畿運輸局京都運輸支局、京都府警本部交通指導課駐車管理センター、京都府都市計画局自動車部、京都市財政局サービス事業推進室、京都市交通局自動車部）

### ご回答にあたってのお願い

- 5分程度で回答可能です。
- 本調査は、タクシー業界団体の協力の下、タクシー乗務員の方にご協力ををお願いしています。
- 本調査票を受け取った後、速やかにご回答下さいますようお願い申し上げます。
- 本アンケートは完全無記名で行っていただくものです。
- この調査の結果はすべて統計的に処理しますので、個人の情報が公表されることはありません。

ご協力ありがとうございました。  
これからも、公共交通であるタクシーの役割を高めるため、駐停車マナーの遵守をお願いします。

【お問い合わせ】 京都市 都市計画局 歩くまち京都推進室 (担当：小俣丸・森藤)  
TEL：075-222-3483 FAX：075-213-1064

## 以降の設問①～設問⑨について、あてはまる数字に○印を、または□に該当する数字をご記入ください。

### 設問①：あなた自身のことについてお聞きします。

あなたの年齢は？	1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代 5. 60歳代 6. 70歳以上	普段、四条通(烏丸通～川端通間)での活動状況についてお聞きします。
乗務員歴は□年 そのうち京都市域での業務員歴は□年	あなたのタクシー乗務員歴は何年ですか？ また、そのうち京都市域での活動は何年ですか？	普段、四条通(烏丸通～川端通間)：以下同様で、どれくらい営業活動（客待ちや流し）をしていますか？ 1. 全く活動していない 2. たまに活動する 3. 時々活動している 4. よく活動している
昨年度（平成27年2月）に実施したアンケートにて回答いただきましたか？	1. はい 2. いいえ	設問⑤：四条通(烏丸通～川端通間)での活動状況についてお聞きします。  A. 四条通で客待ちすることは増えましたか？ 1. 増えた 2. 減った 3. 変わらない B. 四条通で利用客を降ろすことは増えましたか？ 1. 増えた 2. 減った 3. 変わらない
タクシー乗り場以外で客待ちを行うことはありますか？（割合でお答え下さい）	1日の客待ち回数のうち、□割程度、タクシー乗り場以外で客待ちをしている。	設問⑥：四条通(烏丸通～川端通間)の「駐停車マナー」についてお聞きします。  新しい四条通では客待ちとはタクシー乗り場、利用客の乗降は沿道スペースの利用をお願いしています。1日の四条通での客待ち回数のうち、以下の場所について、それぞれどの程度客待ちをしていますか？ それぞれの場所の割合を教えてください。 1. タクシー乗り場 □割 2. 停車スペース □割 3. 交差点付近 □割
交差点内やバス停前で利用客の乗降をしたり、	1. もちらん知っている 2. 一応、知っている 3. 知らない	設問⑦：京都駅八条口での活動状況をお聞きします。  1日の四条通での乗降回数のうち、以下の場所について、それぞれどの程度乗降をしていますか？ それぞれの場所の割合をする理由を教えてください。 1. タクシー乗り場 □割 2. 停車スペース □割 3. 交差点付近 □割
タクシー乗り場で客待ちをすることは、道路交通法上「違法」です。ご存じですか？	1. もちらん知っている 2. 一応、知っている 3. 知らない	設問⑧：京都駅八条口での活動状況をお聞きします。  京都駅八条口で、どれくらい客待ちをしていますか？ 1. ほぼ毎日 2. 週に数回 3. 1箇月に数回 4. しない
同封の冊子をご確認いただきながら、ご回答ください。	設問⑨：今後の駐停車マナーについてお聞きします。	京都駅八条口で、待機場から出でて、路上で客待ちをすることはありますか。 1. とてもそう思う 2. ややそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない

裏面に続きます。